

## 住民監査請求（地域活動支援センター）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 26 年 10 月 16 日提出された住民監査請求について、平成 26 年 12 月 12 日に請求人（1 人）に監査結果を通知した。

### 1 請求の要旨

平成 26 年 4 月 1 日付けで大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課が、平野区で福祉事業を運営している特定非営利活動法人に対して法律違反にも拘らず、平成 26 年度大阪市地域活動支援センター（活動支援 A 型）事業を年間委託契約金 11,220,000 円相当で委託契約を締結し、現在も継続認証していることは違法である。

活動支援 A 型事業の受託承認所在地で、別に大阪市より事業者指定（就労継続支援 B 型）を受けている事業を重複して運営していることを黙認している。また、同施設は、平成 24 年 12 月に外付けの階段を設置工事して 1 階から 2 階に上がれるように改築・改造した経緯あり、大阪市への構造物確認書、建築確認申請等は不提出の物件であるにもかかわらず、委託申請を受託承認して契約している。

よって、大阪市が、当該法人に対して、年間委託契約金の全額返還とともに違約金を請求し、平成 26 年度大阪市地域活動支援センター（活動支援 A 型）事業の委託契約を無効、違反とし全面解除するよう請求する。

### 2 監査の結果（棄却）

#### ・監査委員の判断の要旨

活動 A 型の実施場所である 2 階で就労 B 型の利用者の支援を行っていたことは、委託の趣旨からは望ましいとはいえないが、仮に就労 B 型の利用者 10 名が活動 A 型実施場所を利用していた場合でも、活動 A 型の利用者については 1 人あたり 3.3 m<sup>2</sup>以上のスペースは確保される状況であるから、「利用者一人あたりの基準面積を概ね 3.3 m<sup>2</sup>以上とする」との仕様書には反しない。

また、省令や要綱には就労 B 型の利用者等が活動 A 型の実施場所を利用することを禁じる規定はないことや、要綱第 11 条第 1 項で活動 A 型は一定の場合に他の社会福祉施設等の設備を共用することができると規定されている趣旨からすれば、省令や要綱が就労 B 型利用者等による活動 A 型の実施場所の利用を許さないものであるとはいえない。

そうすると、今回の事案においては、活動 A 型の事業に支障が生じている事実は認められないことから、就労 B 型の利用者等が活動 A 型の実施場所を利用している、省令等の関連法令に反するとまではいえない。

したがって、委託契約の履行について事業を重複して運営しているという請求人の主張に関して、委託契約や関連法令に反しているとは認められない。

また、外付け階段について建築確認申請等が提出されていないとの請求人の主張に関しては、事業実施に当たって、建築確認申請がされていない施設（外付け階段）を利用しているという不適切な面は認められるものの、現状では、事業委託の際に、事業が実施される建物は建築確認が認められたものであることという要件が課されていないため、委託契約の締結が違法不当なものとは認められない。

以上、委託契約の締結及び履行が違法不当なものであったとはいえず、本市が委託料の返還と違約金の請求、委託契約の解除ができる場合にはあたらないことから、請求人の主張には理由がない。

（意見）

福祉局は、建築基準法に適合しない建物で事業を実施することのないよう、各種事業を実施するにあたっては、事業実施場所である建物につき、建築確認が認められた適法なものであることを確認する手順が含まれるよう検討されたい。